

顧問先の皆様へ

令和 7 年 4 月吉日

税理士法人 上杉会計事務所

皆様のお声で進化した
「生前贈与のルールが変わりました」セミナー
C日程 開催のご案内

本年 2 月と 4 月に開催しました「生前贈与」に関するセミナーは、お陰さまで多くの皆様にご参加いただきました。
同時に、参加者アンケートにて様々な感想も頂戴しておりますもので、その皆様からお寄せいただいたお声を反映して、講演内容をよりわかりやすく改訂の上、下記の通り三たび開催いたします。
いわば、皆様からのご意見を糧に、更に「進化」した贈与税セミナーです。

具体的には、令和 6 年度の税制改正を踏まえ、生前贈与の正しい進め方や留意点について、事例を多数採り上げ、とにかくわかりやすく解説申し上げる「初級編」のセミナーですので、ぜひご参加下さい。

〔告知〕 7 月下旬に当セミナーの「中・上級編」を別途開催いたします。
乞うご期待！

記

日 時 令和 7 年 6 月 3 日（火） 13：30～16：00

会 場 甲賀市まちづくり活動センター「まる一む」
甲賀市水口町水口 6009-1（甲賀警察署北側）
0748-70-2595

講 師 弊所所長 上杉恵一

内 容
将来後悔しないように、“民法上”正しい生前贈与の進め方
「生前贈与加算」のルールが変わります
使い勝手が向上、「相続時精算課税制度」とは？
“使える”優遇税制、“使えない”優遇税制
必聴！相続税の節税対策としての生前贈与有効活用法

（注）2 月 6 日及び 4 月 4 日開催分と同一の内容ですが、解説をよりわかりやすく改訂していますので、再度のご受講も大歓迎です。

参加費 無 料

定 員 先着 30 名様限定

----- 切り取らずファックス下さい -----

「生前贈与のルールが変わりました」セミナー C 日程 参加申込書

税理士法人
上杉会計事務所 行

F A X 0748 - 62 - 9710 （※切：5 月 30 日）

貴社名

参加者ご芳名